

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第26号

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成15年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(3)の2 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る土地開発行為又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る土地開発行為</u></p> <p><u>(3)の3 法令等又はこれに基づく処分による義務の履行として行われる土地開発行為</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。</p> <p>(1) 国、地方公共団体又は次に掲げる法人が行う土地開発行為</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>地方住宅供給公社</u></p> <p>エ <u>地方道路公社</u></p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>

第1号様式（第4条関係）

(日本産業規格A列4番)

土地開発行為協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

土地開発行為を行いたいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定により協議します。

略						
主要 工事 計画	土工関係	切土量	m ³	最大切土高	m	切土法勾配 1 :
		盛土量	m ³	最大盛土高	m	盛土法勾配 1 :
		捨土量	m ³			最大法面積
略						

注 略

第2号様式（第7条関係）

(日本産業規格A列4番)

土地開発行為変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

年 月 日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について開発計画の内容を変更したいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定により協議します。

略						
主要 工事 計画	土工関係	切土量	m ³	最大切土高	m	切土法勾配 1 :
		盛土量	m ³	最大盛土高	m	盛土法勾配 1 :
		捨土量	m ³			最大法面積
略						

注 略

第1号様式（第4条関係）

(日本産業規格A列4番)

土地開発行為協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

土地開発行為を行いたいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定により協議します。

略						
主要 工事 計画	土工関係	切土量	m ³	最大切土高	m	切土法勾配 1 :
		盛土量	m ³	最大盛土高	m	盛土法勾配 1 :
		捨土量	m ³	外部搬入土量	m ³	最大法面積
略						

注 略

第2号様式（第7条関係）

(日本産業規格A列4番)

土地開発行為変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

年 月 日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について開発計画の内容を変更したいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定により協議します。

略						
主要 工事 計画	土工関係	切土量	m ³	最大切土高	m	切土法勾配 1 :
		盛土量	m ³	最大盛土高	m	盛土法勾配 1 :
		捨土量	m ³	外部搬入土量	m ³	最大法面積
略						

注 略

第9号様式（第12条関係）

（第1面）

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

香川県知事 印

写 真

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- 備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

附 則

- この規則中第3条及び第9号様式の改正規定は令和7年4月1日から、第1号様式及び第2号様式の改正規定は同年10月1日から施行する。
- 改正前の第1号様式、第2号様式及び第9号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

第9号様式（第12条関係）

（表面）

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

6センチメートル

上記の者は、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第24条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

（裏面）

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（抜粋）

（立入検査等）

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地開発協議者に対し、開発計画に係る土地開発行為の状況について報告を求め、又はその職員に、事務所その他の事業場に立ち入り、当該土地開発行為の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。